

産業基盤づくり周辺地域における 乱開発の抑止に 御協力をお願いします！



「乱開発」つ
てなに？

～緑豊かで美しい環境の保全のために～

埼玉県のマスコット コバトン

この取り組みにおける「乱開発」とは、資材置場や残土置場など

なぜ抑止が
必要なの？

緑豊かな環境が広がっています

- ・高速道路等の周辺には豊かな自然環境と田園景観が広がっています。これは次世代に引き継ぎたい、地域の貴重な財産です。

乱開発による環境の悪化が懸念されています

- ・圏央道の開通により交通の利便性が向上し、新たな産業の立地など地域の活性化が期待されています。
- ・一方、沿線等では、資材置場や残土置場などの乱立、すなわち「乱開発」により、緑豊かな環境が損なわれることが懸念されています。

緑豊かで美しい環境を次世代に引き継ぐた
め「乱開発」の抑止に取り組む必要があります。

◆埼玉県と圏央道や主要幹線道路の沿線にある26市町は、高速道路I C周辺などにおいて乱開発の「重点抑止エリア」を設定し、総合的な抑止策を実施しています。

◆「重点抑止エリア」内では、資材置場や残土置場などの乱立を抑止しています。

埼玉県／川越市・所沢市・飯能市・加須市・狭山市・上尾市・草加市
入間市・桶川市・久喜市・北本市・富士見市・三郷市・蓮田市・坂戸市
幸手市・鶴ヶ島市・日高市・ふじみ野市・白岡市・嵐山町・川島町
吉見町・宮代町・杉戸町・松伏町

重点抑止エリア内における乱開発の抑止策 ～埼玉県と産業基盤づくり周辺地域 26市町の取り組み～

①資材置場や残土置場などが複数入り乱れて立地しないよう、法令に基づき抑止に取り組んでいます

*関係する法令：「農業振興地域の整備に関する法律」「農地法」「都市計画法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」「景観法」「埼玉県景観条例」「埼玉県屋外広告物条例」など

②資材置場や残土置場などの施設（対象施設）について、新たな設置の抑止に取り組んでいます

*対象施設：資材置場/残土置場/駐車場/コンビニ、ガソリンスタンド/産業廃棄物等置場・処理施設など

*抑止する対象施設や区域は、各市町が設定しています。

③重点抑止エリア内の監視活動を実施しています

*各市町では、乱開発抑止基本方針を策定し、重点抑止エリアや抑止する対象施設を設定しています。詳しい内容は、埼玉県ホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1103/rankaihatu.html>

お問い合わせ先 埼玉県 都市整備部 産業基盤対策幹
(電話)048-830-5545 (FAX)048-830-4879
(E-mail)a5370-15@pref.saitama.lg.jp